

# 入学試験問題



## 地理歴史

(配点 120 点)

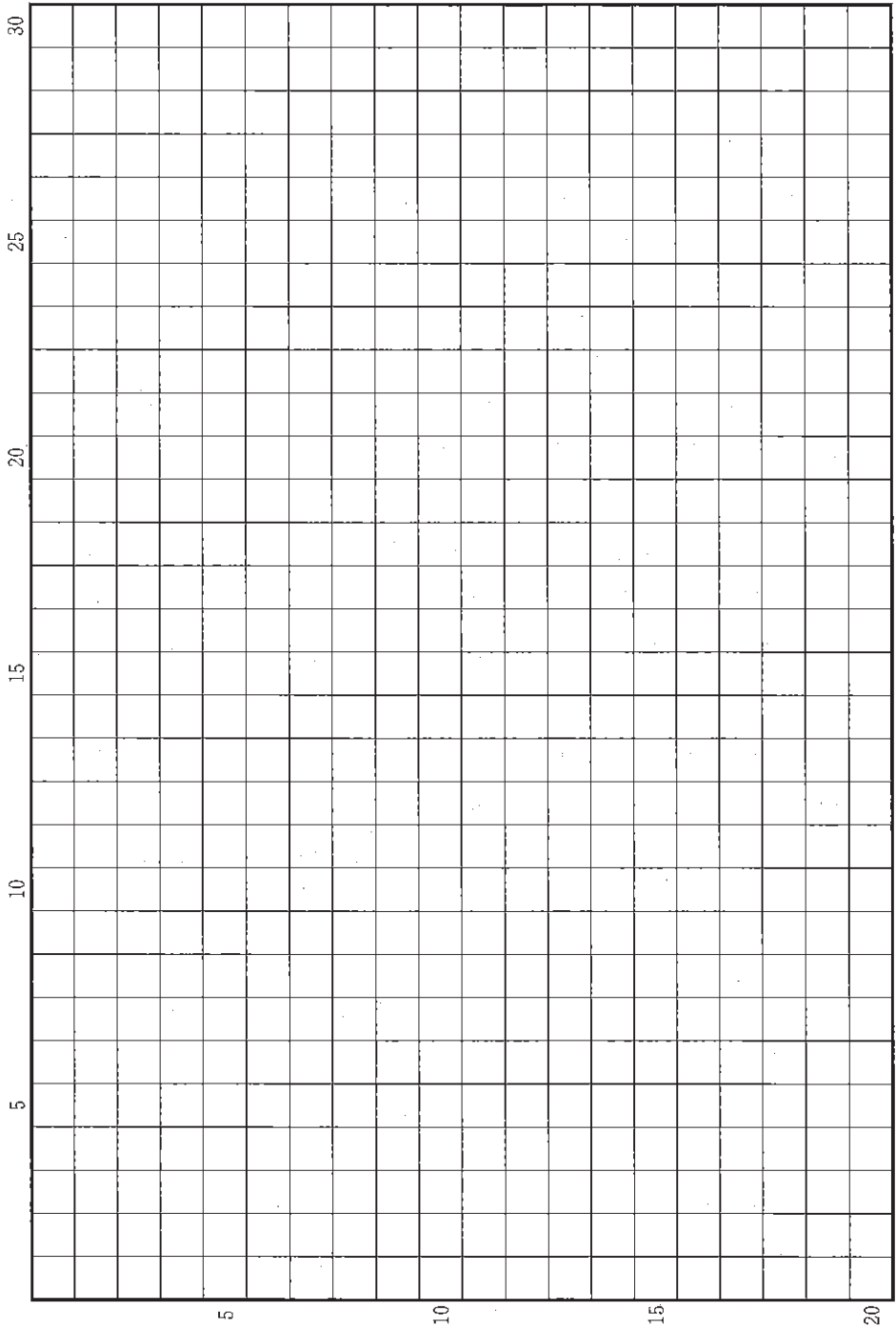
平成 29 年 2 月 26 日 9 時 30 分—12 時

### 注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- 2 この問題冊子は全部で 40 ページあります(本文は日本史 4 問 4～15 ページ, 世界史 3 問 16～27 ページ, 地理 3 問 28～40 ページ)。  
落丁, 乱丁または印刷不鮮明の箇所があったら, 手を挙げて監督者に知らせなさい。
- 3 日本史, 世界史, 地理のうちから, あらかじめ届け出た 2 科目について解答しなさい。
- 4 解答には, 必ず黒色鉛筆(または黒色シャープペンシル)を使用しなさい。
- 5 解答は, 1 科目につき 1 枚の解答用紙を使用しなさい。
- 6 解答用紙の指定欄に, 受験番号(表面 2 箇所, 裏面 1 箇所), 科類, 氏名を記入しなさい。指定欄以外にこれらを記入してはいけません。
- 7 解答は, 必ず解答用紙の指定された箇所に記入しなさい。
- 8 解答用紙表面上方の指定された( )内に, その用紙で解答する科目名を記入しなさい。
- 9 解答用紙表面の上部にある切り取り欄のうち, その用紙で解答する科目の分のみ 1 箇所をミシン目に沿って正しく切り取りなさい。
- 10 解答用紙の解答欄に, 関係のない文字, 記号, 符号などを記入してはいけません。また, 解答用紙の欄外の余白には, 何も書いてはいけません。
- 11 この問題冊子の余白は, 草稿用に使用してもよいが, どのページも切り離してはいけません。
- 12 解答用紙は, 持ち帰ってはいけません。
- 13 試験終了後, 問題冊子は持ち帰りなさい。



草稿用紙 (切り離さないで用いよ。)



# 日 本 史

## 第 1 問

次の(1)~(5)の文章を読んで、下記の設問A・Bに答えなさい。解答は、解答用紙(イ)の欄に、設問ごとに改行し、設問の記号を付して記入しなさい。

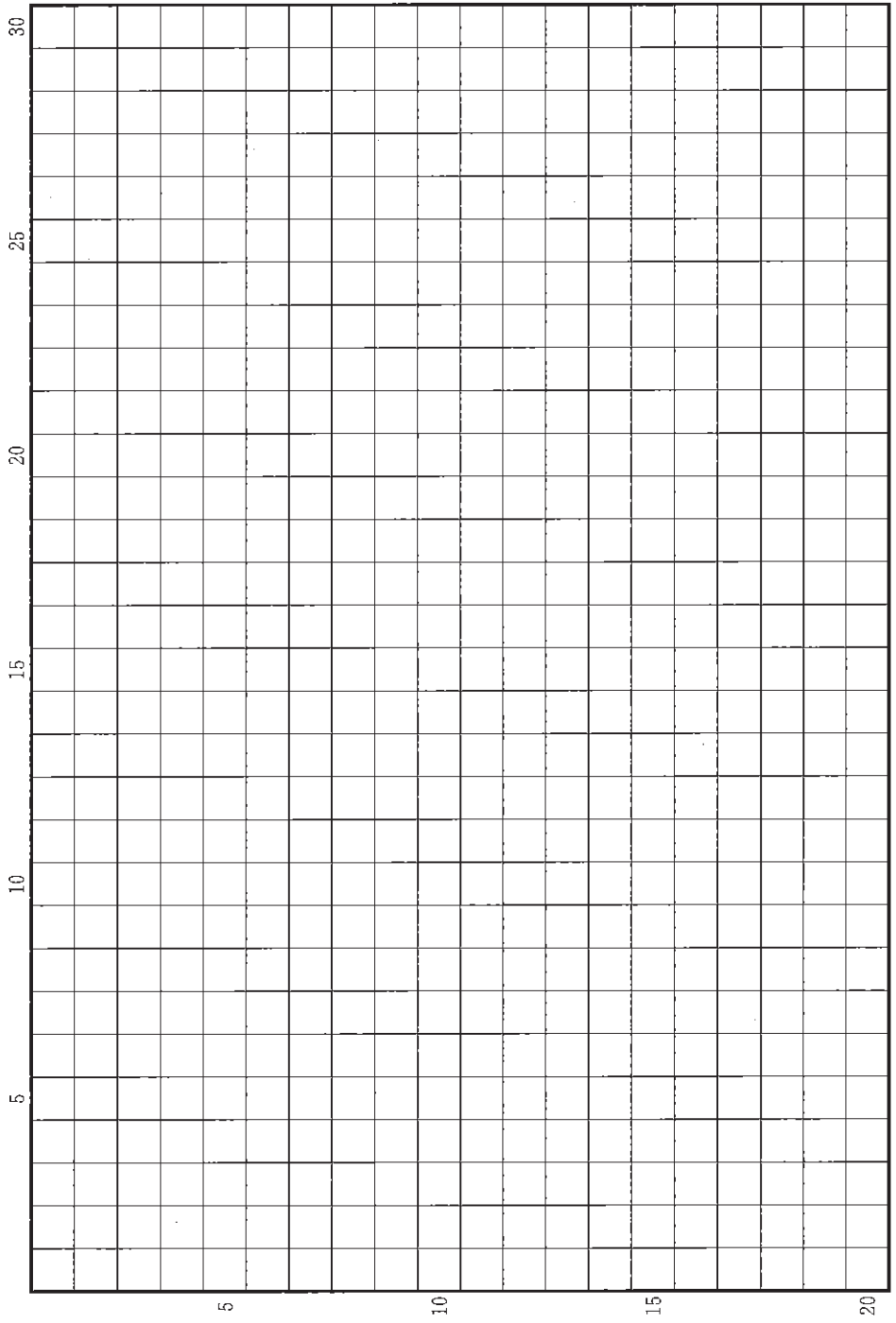
- (1) 東アジアの国際関係の変動の中で、日本列島では律令国家による国土の拡張が進められた。東北地方への進出では、7世紀に淳足柵・磐舟柵、ついで太平洋側にも城柵を設置し、8世紀には出羽国を建て、多賀城を置いて支配を広げた。
- (2) 律令国家が東北支配の諸政策を進める中、東国は度重なる軍事動員や農民の東北への移住などで大きな影響を受け続けた。他の諸国にも大量の武具製作や帰順した蝦夷の移住受入れなどが課され、東北政策の社会的影響は全国に及んだ。
- (3) 律令制支配が東北に伸長した結果、8世紀後期から9世紀初期の30数年間、政府と蝦夷勢力との武力衝突が相次いだ。支配がさらに北へ広がる一方、桓武天皇は負担が国力の限界に達したとして、蝦夷の軍事的征討の停止に政策を転じた。
- (4) 金(砂金)や、昆布等の海産物、優秀な馬といった東北地方の物産に対する貴族らの関心は高かった。また、陸奥国と本州の太平洋に面した諸国の人々の間には、海上交通で結ばれた往来・交流も存在した。
- (5) 鎮守府の将軍など、東北を鎮めるための軍事的官職は、平安時代を通じて存続し、社会的な意味を持ち続けた。平貞盛、藤原秀郷、源頼信・義家らは、本人や近親がそうした官職に就くことで、武士団の棟梁としての力を築いた。

設 問

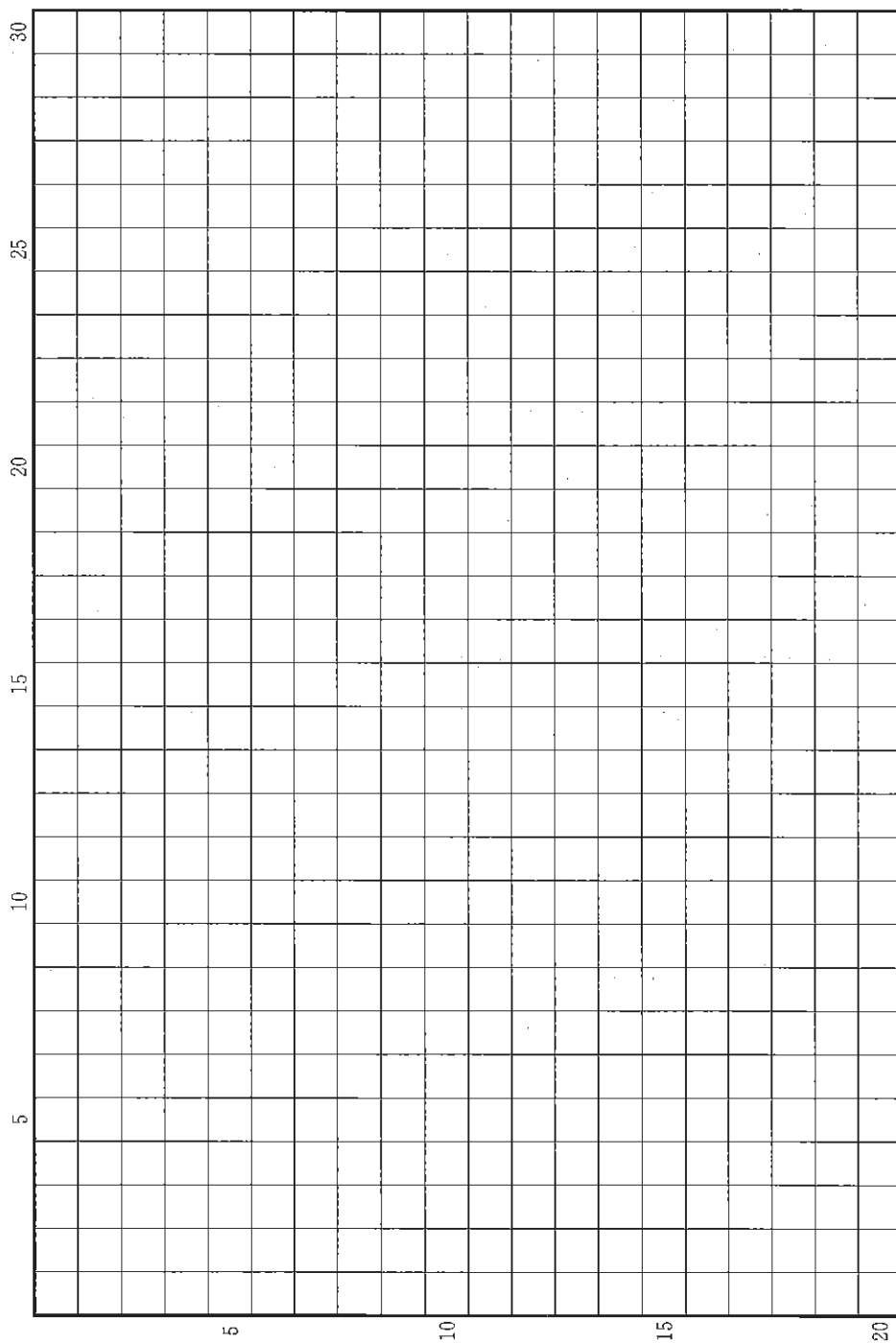
A 東北地方の支配は、律令国家にとってどのような意味を持ったか。2行以内で述べなさい。

B 7世紀半ばから9世紀に、東北地方に関する諸政策は国家と社会にどのような影響を与えたか。その後の平安時代の展開にも触れながら、4行以内で述べなさい。

草稿用紙 (切り離さないで用いよ。)



草稿用紙 (切り離さないで用いよ。)



## 第 2 問

次の(1)~(3)の文章を読んで、下記の設問 A・B に答えなさい。解答は、解答用紙(口)の欄に、設問ごとに改行し、設問の記号を付して記入しなさい。

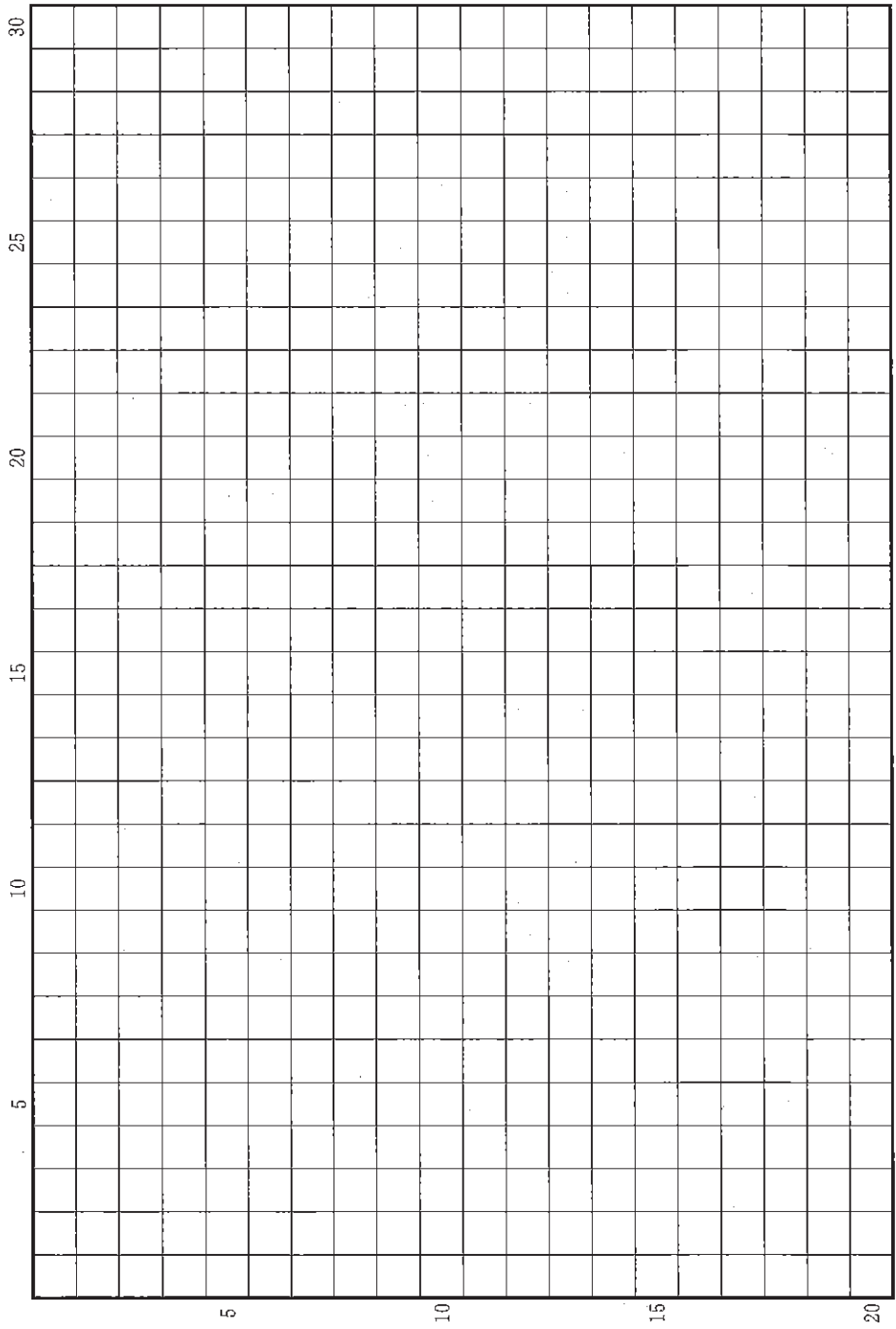
- (1) 鎌倉幕府には、各地の御家人を当事者とする紛争を適正に裁決することが求められるようになった。そのため、京都・博多にも北条氏一門を派遣して統治機関を設け、鎌倉・京都・博多の各地で訴訟を受け付け、判決を下していた。
- (2) 京都に設けられた統治機関の最初の長官を務めたのは、北条泰時・時房の二人であった。博多に統治機関が設けられたのはそれよりも遅く、モンゴル襲来後のことであった。
- (3) 京都で下された判決に不服なものは、さらに鎌倉に訴え出ることもできた。それに対して、博多で下された判決は幕府の最終的な判断とする措置がとられ、九州の御家人が鎌倉に訴え出ることは原則として禁じられた。

### 設 問

- A 鎌倉幕府が京都で裁判を行うようになった経緯を、2行以内で述べなさい。
- B 鎌倉幕府が九州について(3)の措置をとったのはなぜか。当時の軍事情勢に留意しながら、3行以内で述べなさい。



草稿用紙 (切り離さないで用いよ。)



### 第 3 問

次の(1)～(4)の文章を読んで、下記の設問 A・B に答えなさい。解答は、解答用紙(ハ)の欄に、設問ごとに改行し、設問の記号を付して記入しなさい。

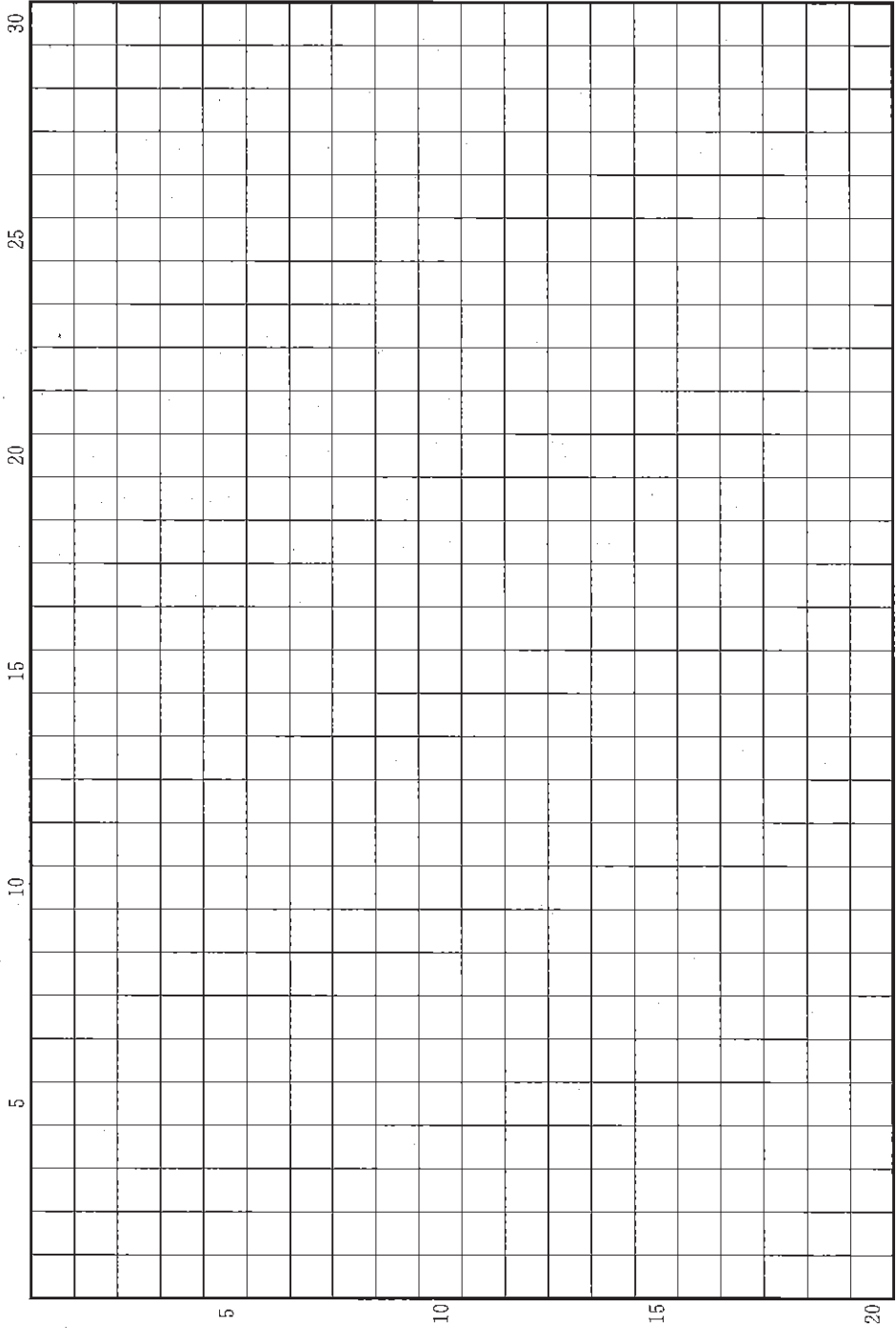
- (1) 17世紀後半頃には、農村においても夫婦とその親・子世代を中心とする「家」が広く成立し、家業と財産を代々継承することが重視されるようになる。当主は家を代表して年貢や諸役をつとめ、村の運営に参加した。
- (2) 江戸近郊の S 村では、1839 年から 1869 年の間に、81 件の相続が行われた。相続者は、前当主の長男が 46 件と過半を占めたが、次男(4 件)、弟(3 件)、母(4 件)、妻(後家)(6 件)、養子(8 件)などが相続する例もあった。
- (3) 上の例では、家族内に男性がいないときには女性が相続し、その後、婿や養子などの男性に家督を譲っていた。男子がいても、若年だった場合、問題を起こした場合、村を出て行った場合などには、女性の相続がみられた。
- (4) S 村では、男性当主は家名として代々同じ名前を継ぐことが多かった。平左衛門が死亡し、妻のひさが相続した例では、家ごとの構成員を示す宗門人別改帳には、「百姓平左衛門後家ひさ」と亡夫の名前を肩書きに付けて記された。一方、村の取決めや年貢などの書類には「平左衛門」の名前のみが書かれた。

#### 設 問

A S 村では家の相続者はどのように決められていたか。2 行以内で述べなさい。

B 村と家において女性はどのように位置づけられていたか。(4)で当主の名前の書かれ方が男女で違ったことをふまえ、3 行以内で述べなさい。

草稿用紙 (切り離さないで用いよ。)



## 第 4 問

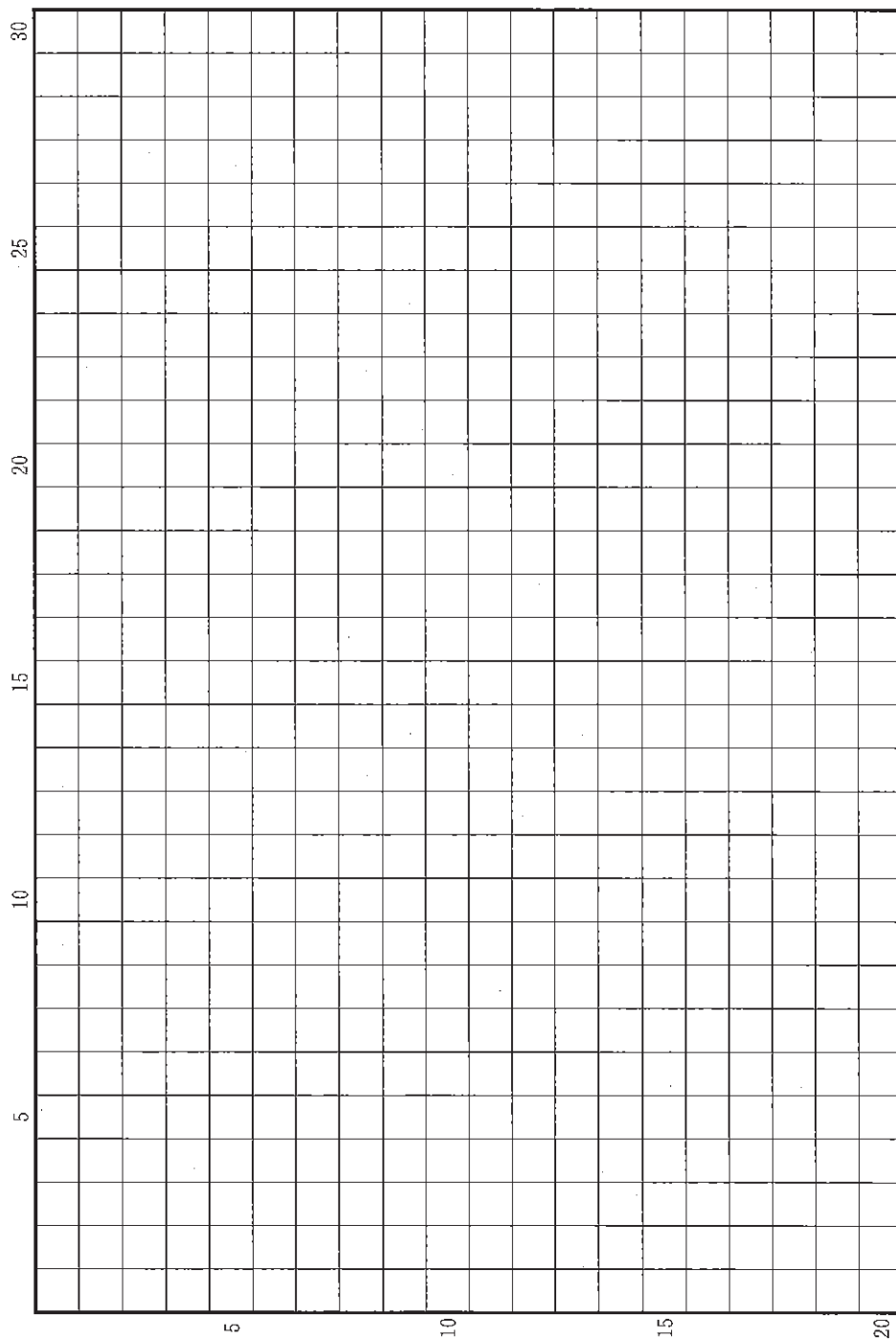
大日本帝国憲法の下においては、内閣・帝国議会・枢密院などの国家機関が複雑に分立し、内閣に対する軍部の自立性も強かったため、軍備をめぐる問題が政治上の大きな争点となった。次の年表を参考にしながら、下記の設問 A・B に答えなさい。解答は、解答用紙(二)の欄に、設問ごとに改行し、設問の記号を付して記入しなさい。

- 1912 年 12 月 上原勇作陸相、陸軍 2 個師団増設が拒否されたことで辞職。  
第 2 次西園寺公望内閣が総辞職し、第 3 次桂太郎内閣が成立。
- 1915 年 6 月 第 2 次大隈重信内閣による 2 個師団増設案、帝国議会で可決。
- 1921 年 12 月 高橋是清内閣、ワシントン会議にて四カ国条約を締結。
- 1922 年 2 月 同内閣、同会議にて海軍軍縮条約および九カ国条約を締結。
- 1930 年 4 月 浜口雄幸内閣、ロンドン海軍軍縮条約を締結。

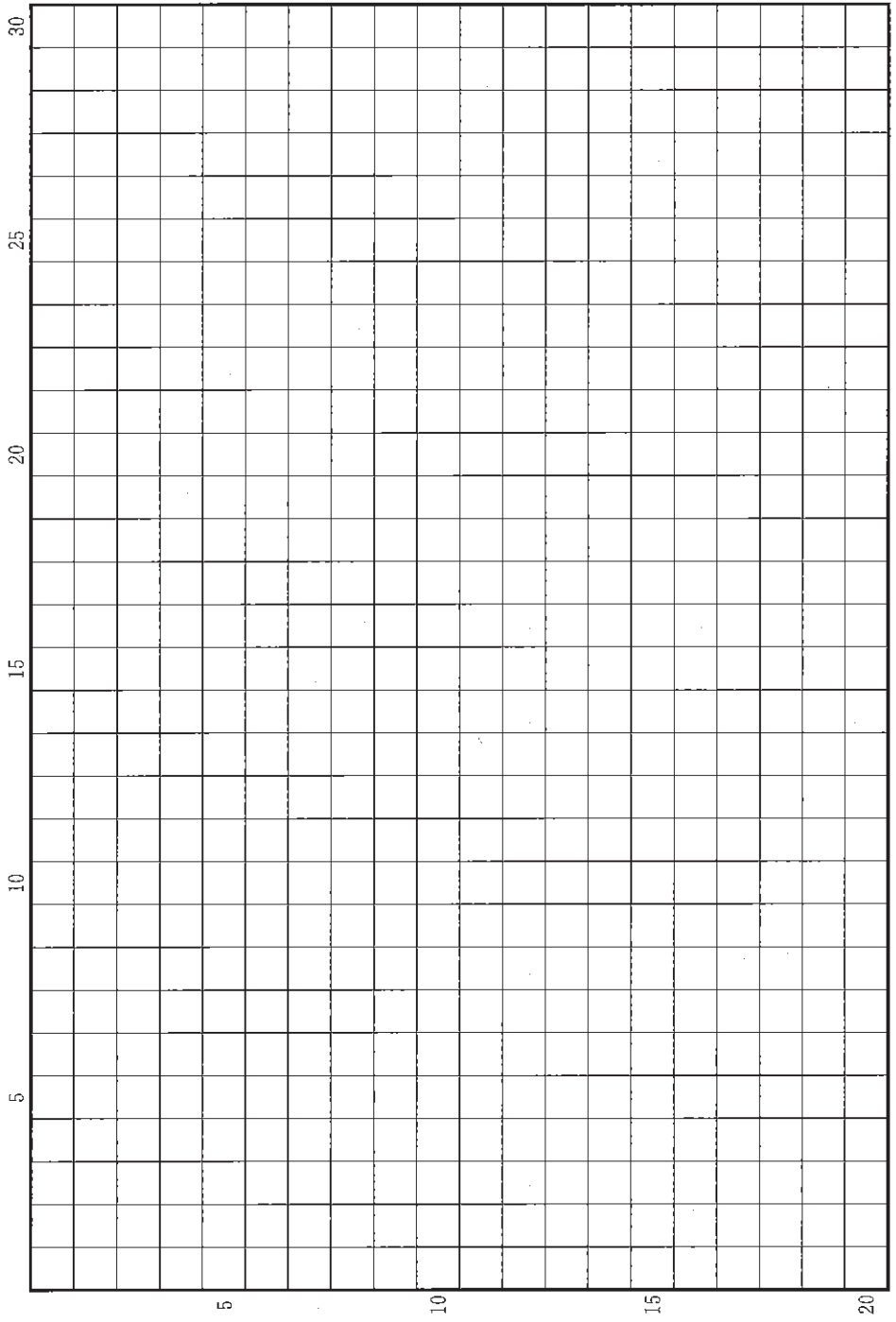
### 設 問

- A 2 個師団増設をめぐる問題は、政党政治にどのような影響を与えたか。3 行以内で述べなさい。
- B 浜口内閣がロンドン海軍軍縮条約の成立を推進した背景として、どのようなことがあったか。また、この方針に対して国内でどのような反応があったか。あわせて 3 行以内で述べなさい。

草稿用紙 (切り離さないで用いよ。)



草稿用紙 (切り離さないで用いよ。)



草稿用紙 (切り離さないで用いよ。)

